

厚生委員会議案説明資料

令和4年6月29日

件名	頁
1 第50号議案 足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例	2

(福祉部)

第 5 0 号議案説明資料

令和 4 年 6 月 2 9 日

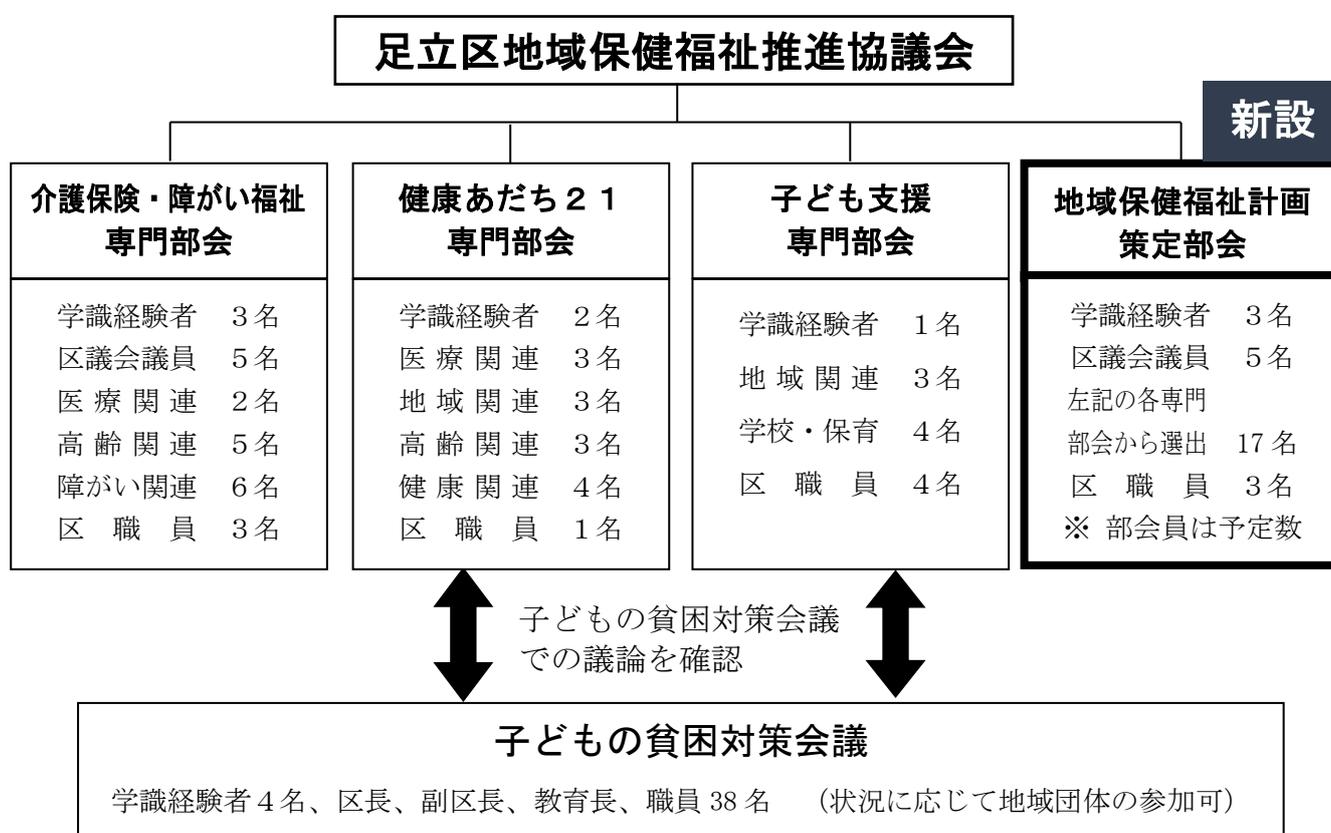
件 名	足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>1 改正理由 「地域共生社会の実現」に向けた平成 2 9 年、令和 2 年の社会福祉法の改正を受けて、「足立区地域保健福祉計画」の策定に着手する。 計画の策定は、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）に諮り進めていくことを予定している。 このため、検討に必要な学識経験者を新たに協議会委員に加えることから、本条例を改正するものである。</p> <p>2 協議会に諮り進めていく理由 (1) 足立区における地域保健福祉を推進する附属機関であること。 (2) 協議会委員が福祉の各分野から幅広く選出されていること。 ※ 協議会及び計画策定については別紙 1 を参照</p> <p>3 改正の概要 (1) 協議会委員数の増 検討に必要な学識経験者を増員する。 改正前：5 0 名以内 改正後：5 2 名以内 (2) 協議会所掌事項の追加 足立区地域保健福祉計画に関すること。</p> <p>4 新旧対照表 別紙 2 のとおり</p> <p>5 施行年月日 公布の日から施行</p>
今後の方針	<p>令和 6 年 3 月（令和 5 年度末）の策定を目指し、関連する他の計画と共通する理念の明確化とともに、具体的な仕組みづくりを盛り込むなど、実効性のある計画としていく。</p>

足立区地域保健福祉推進協議会及び計画策定について

1 足立区地域保健福祉推進協議会とは

- (1) 足立区における地域保健福祉を推進するため区長の附属機関として設置
- (2) 老人保健福祉・地域保健医療・介護保険事業・児童福祉・障がい者福祉・健康づくり等について協議
- (3) 協議会委員：学識経験者・区議会議員・区内関係団体・区職員により構成
- (4) 専門事項を調査するため協議会に専門部会を設置

2 協議会の組織



3 計画策定スケジュール

令和6年3月（令和5年度末）での策定を目指し進めていく。

	時 期	内 容
1	令和5年 8月	足立区地域保健福祉計画（案）作成
2	令和5年10月	パブリックコメント実施
3	令和6年 3月	足立区地域保健福祉計画策定

足立区地域保健福祉推進協議会条例 新旧対照表

旧	新
<p>○足立区地域保健福祉推進協議会条例 平成12年3月31日条例第37号</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人保健福祉の推進に関する事 (2) 地域保健医療の推進に関する事 (3) 介護保険事業の推進に関する事 (4) 児童福祉の推進に関する事 (5) 障害者福祉の推進に関する事 (6) 健康づくりの推進に関する事 (7) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項 <p>2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議すること</p>	<p>○足立区地域保健福祉推進協議会条例 平成12年3月31日条例第37号</p> <p>改正 令和4年●月●日条例第●号</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人保健福祉の推進に関する事 (2) 地域保健医療の推進に関する事 (3) 介護保険事業の推進に関する事 (4) 児童福祉の推進に関する事 (5) 障がい者福祉の推進に関する事 (6) 健康づくりの推進に関する事 (7) 足立区地域保健福祉計画に関する事 (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項 <p>2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議すること</p>

ができる。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員50名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

ができる。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員52名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会	日額 7,000円
-------------------	-----------

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会	日額 7,000円
-------------------	-----------

付 則 (令和4年●月●日条例第●号)

この条例は、公布の日から施行する。